

学校いじめ防止基本方針

千早赤阪村立千早小吹台小学校

1. いじめ防止のための基本方針

(1) 豊かな人間性を持ち、自他の違いがわかり、他人の言動をきちんと認めることができる児童を育成し、いじめや差別を許さない実践力や自他の人権を尊重する態度を育て、人権意識の向上に努める。

(2) いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって組織的に対応するものであることを認識する。

(3) いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであり、加害・被害という二者関係だけではなく、傍観者の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成することに取り組む。

(4) いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるよう指導を行うものとする。

(5) 「いじめは絶対にいけない」ということだけではなく、「ひとりひとりの人権尊重や仲間づくり、集団づくり、居場所づくりからいじめをなくす」という観点を持って指導する。

(6) いじめをなくすことは「個別アプローチ」だけによる解決はなく、教師も含めた集団内の構造を変えることが大切であると認識する。

2 いじめの定義

(1) 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

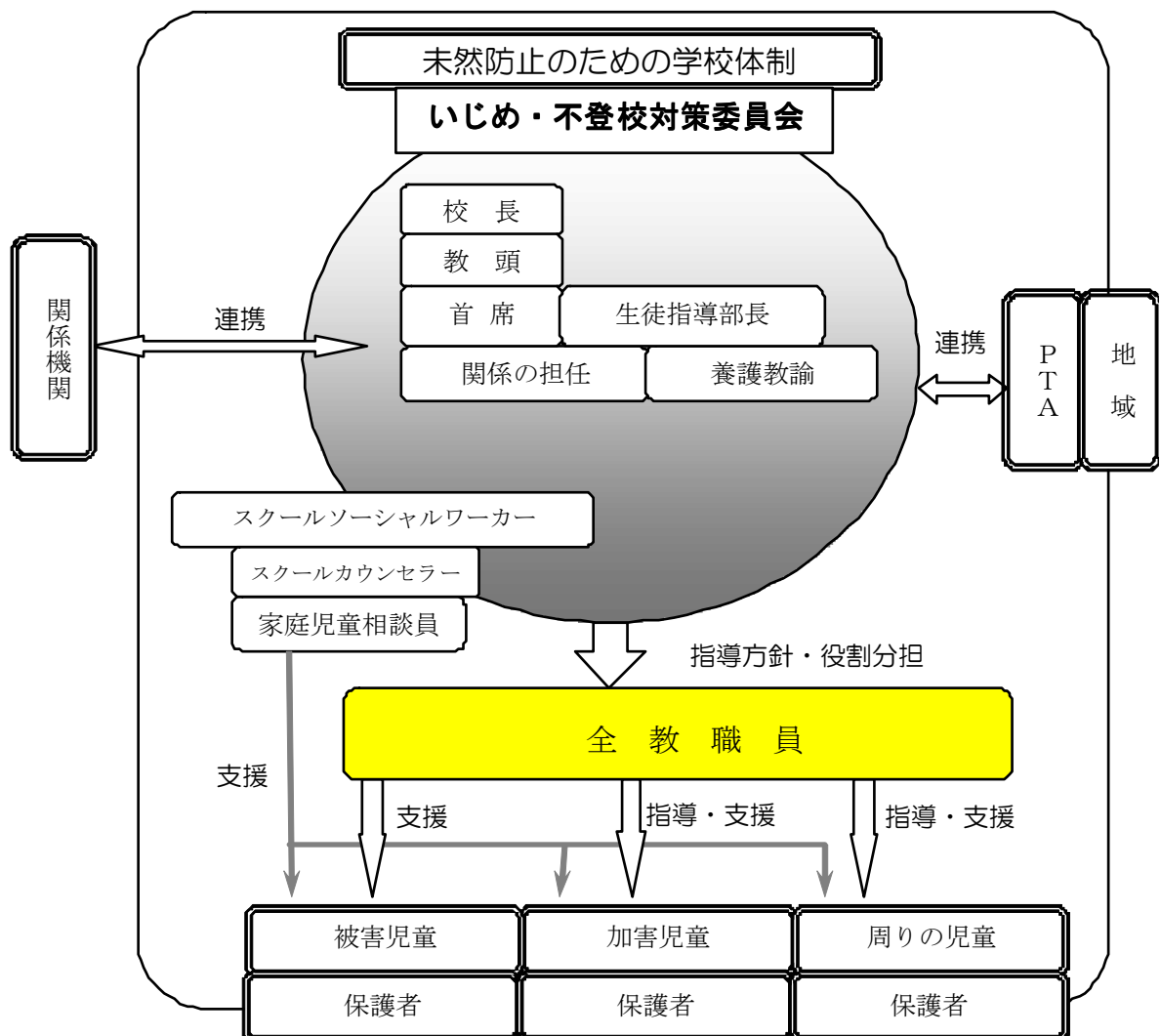
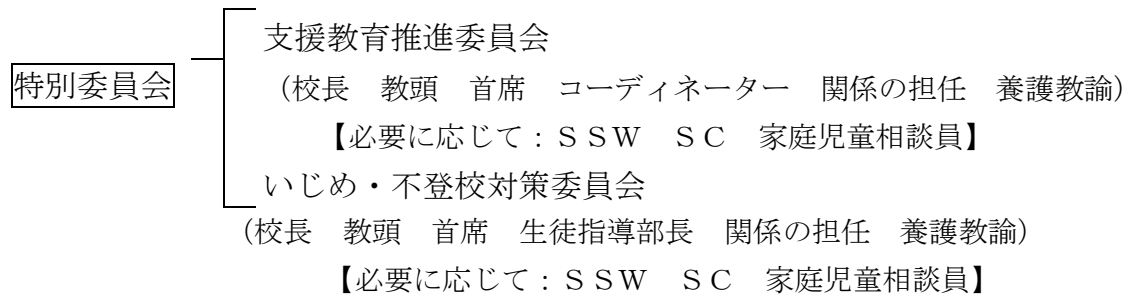
① 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

3. いじめ防止等の対策のための組織について （※重大事案発生時の調査機関を兼ねる。）

（１）組織名【 いじめ・不登校対策委員会 】

（２）組織図・構成メンバー



(3) 活動内容

①学校、学年行事等を立案する組織と連携し、計画的にいじめ防止のための取り組みを行う。

②個別事案において、事実関係の把握・情報収集・確認・報告・対応策の検討を行い、迅速かつ適切に対応する。

③いじめにおける相談・通報窓口となる。

④いじめ防止における措置の実効的組織の中心とする。

⑤必要に応じて、府SCや府SSW等の専門家の会議へ参加したり本校会議に招聘したりする。

⑥校内における情報共有を図る。

⑦年間計画に基づき、検討会議を開催し、取り組みが計画通りに進んでいるか、いじめ対処がケースの検証、基本方針の点検・検証（PDCA サイクル）等を行い、基本方針や計画の見直しを行う。

⑧文科省年度末問題行動調査（いじめ・暴力行為・不登校等調査）や府学期末問題行動調査や学校評価アンケート等による点検・検証を行う。

4. いじめ防止について

(1) 未然防止の取り組み

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底され、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

①教育活動全体を通じた道徳教育の推進

②人権尊重の観点に立った未然防止、早期発見

③児童のストレスへの対処（教育相談・SSW・SCの活用）

④自己有用感や充実感の醸成（ボランティアや異学年交流などの行事）

⑤クラスづくり、集団作りの取り組み

⑥長期休業あけの子供たちへの確認等の全学級での確実な実施

(2) 学校以外の機関との連携協力

①富田林警察署・東阪駐在所との連携

②富田林少年サポートセンターとの連携

③村人権擁護委員による人権教室の実施

④犯罪被害、非行防止教室の実施

⑤スクールカウンセラーやSSWによる児童や保護者との相談の実施

⑥ネットや携帯、携帯ゲーム機によるいじめについての講習会等の実施

5. いじめの早期発見について

(1) 具体的対策の年間計画

①毎月はじめの木曜日に「心と身体アンケート」を実施し、児童の少しの変化にも対応できる機会にする。(必須)

②日々の授業や休み時間の児童の様子から、小さなサインを見逃さないようアンテナを高くして意識しておく。

③いじめに関する情報は「教頭」がキーパーソンとなって、細かな情報も集約するように努め、その内容について生徒指導部長を中心に教職員間で情報共有し、すべての教職員が同じスタンスで対応できるようにする。

④日頃から児童が相談しやすい人間関係の構築や雰囲気作りに努め、必要に応じて、個人面談、カウンセリングなどを行う。

⑤いじめ相談窓口（教育センターなどの外部機関も含め）の周知を行う。

6. いじめ認知後の対応について

(1) 基本的な対応について

校内緊急体制をしき、大阪府教育委員会「いじめ対応マニュアル」Ⅰ（P11～32）の手順による状況把握と迅速な対応を行う。

(迅速な対応 共通認識と情報等の共有化 学校全体としての取り組みにする)

①管理職の対応

○初期対応

(発覚経路確認・被害状況把握・集団全体の状況把握 教職員の役割分担)

○校内緊急体制の全体把握

○教育委員会への報告

○関係諸機関との連携・支援要請

○保護者への対応

○報道機関への対応

②個別対応についての方針

○いじめを受けている子への聴き取り・ケア 14・15 ページ

(安全確保・被害児童、保護者心のケア)

○いじめに関わっている子への聴き取り 16・17 ページ

(加害児童への指導及びその背景を探り、保護者と協力して改善策を検討)

③集団指導についての方針

18・19 ページ

○「観衆」「傍観者」になっている子への対応

④保護者への対応

22～25 ページ

(2) 重大事態への対応について

(国立教育政策研究所リーフ「いじめのない学校づくり」による。)

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告(※ 設置者から地方公共団体の長等に報告)
ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実しつかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告(※設置者から地方公共団体の長等に報告)

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

重大事態発生時においても基本的な対応同様、大阪府教育委員会「いじめ対応マニュアル」

I（P11～32）の手順による状況把握と迅速な対応を行う。

①個別対応についての方針

○いじめを受けている子への聴き取り・ケア 14・15 ページ
(安全確保・被害児童生徒、保護者心のケア)

○いじめに関わっている子への聴き取り 16・17 ページ
(加害生徒への指導及びその背景を探り、保護者と協力して改善策を検討)

②集団指導についての方針 18・19 ページ

○「観衆」「傍観者」になっている子への対応

③保護者への対応 22～25 ページ

④調査機関の対応について

○設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

(3) 関係機関との連携 29 ページ

- ①犯罪行為にあたる場合、警察に相談し対応する
- ②府や市のSC（スクールカウンセラー）の活用
- ③府SSW（スクールソーシャルワーカー）の活用

7. 教職員の資質向上のための研修計画

(1) いじめ防止のための年研修計画を作成し、実施する。

- ①「いじめ対応プログラムⅠ、Ⅱ、Ⅲ」等を活用した研修
- ②SC、SSWを活用した研修
- ③外部講師を活用した研修 等

(2) 人権研修・道徳研修の推進

- ①人権感覚を高めるための研修

8. 効果検証

(1) 学校診断アンケート、保護者アンケートによる学校の取り組みについての分析と検証を行う。

(2) 年間計画に基づき、検討会議を開催し、取り組みが計画通りに進んでいるか、いじめ対処がケースの検証、基本方針の点検・検証（PDCA サイクル）等を行い、基本方針や計画の見直しを行う。

(3) 文科省年度末問題行動調査（いじめ・暴力行為・不登校等調査）や府学期末問題行動調査や学校評価アンケート等による点検・検証を行う。

(4) 年間反省を行い、PDCA サイクルをもとに次年度へ活かす。

5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

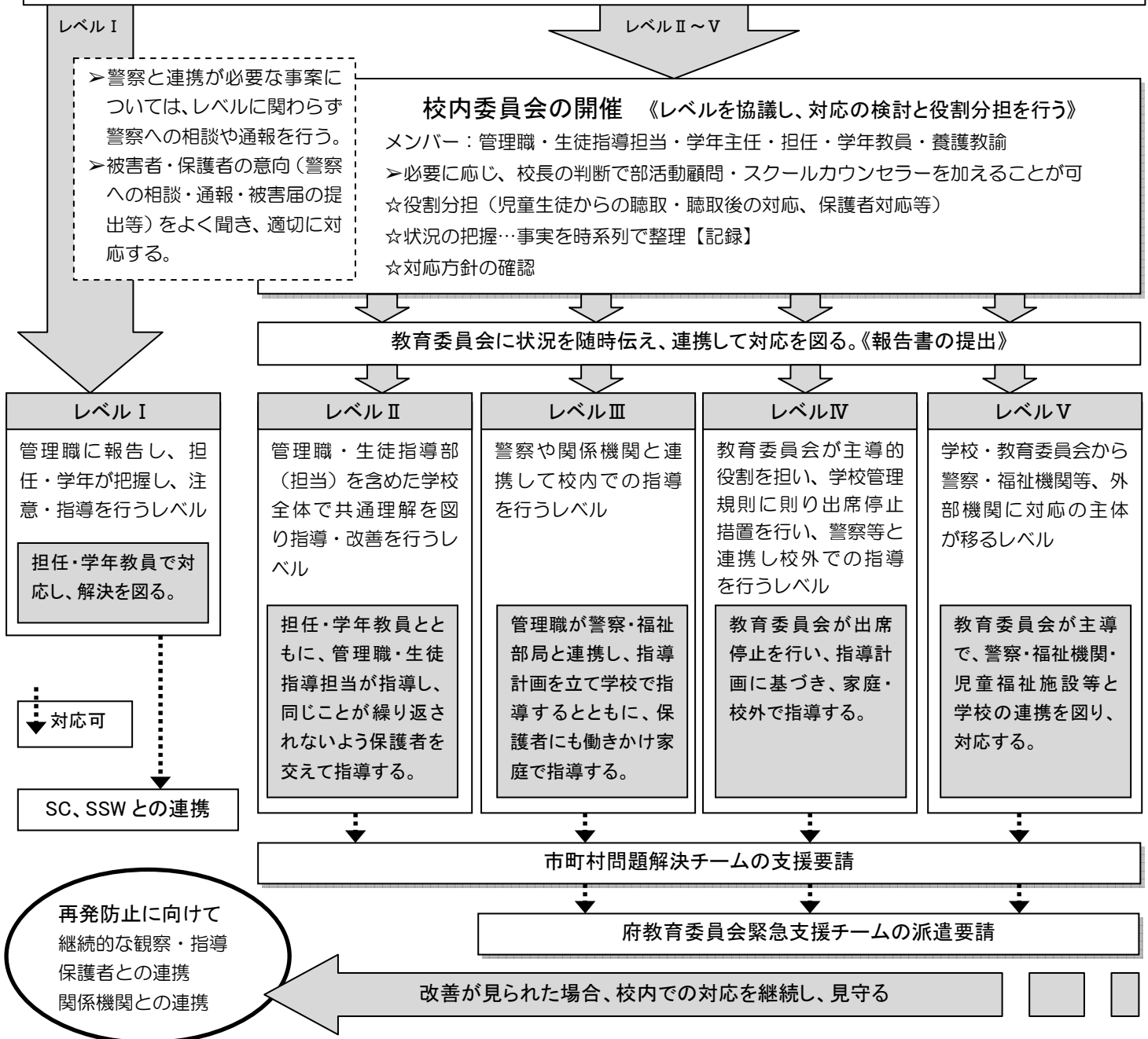
大阪市教育委員会資料に基づき作成

ね ら い

■児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

- ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留 意 事 項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切に、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

5つのレベルの例示

レベルⅠ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□ことばによるからかい □無視 □攻撃的な言動 (荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等)
◇無断欠席・遅刻 ◇反抗的な言動 ◇服装・頭髮違反 ◇授業をさぼる ◇学校施設の無許可使用 等
※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅡの対応を行うこととする。

【事例Ⅰ－①】放課後、体育館に無断で入り込みバスケットボールをして遊んでいた数名の生徒を、担任が指導したが反抗的な態度をとった。

【事例Ⅰ－②】図画工作科の学習中、彫刻刀の使用について指導していた担任に対して、6年生男子児童がふざけた態度をとった。危険な行為に及ばないように注意したところ、担任を挑発しからかうような言葉をあびせた。



・管理職への報告を行い、放課後、担任・学年主任とともに保護者と当該児童生徒を指導した。

レベルⅡ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□仲間はずれ □悪口・陰口、軽度の暴言 ◇攻撃的な言動 ◇軽微な賭けごと ◇軽微な授業妨害
◇軽微な器物損壊 ◇授業をさぼって校内でたむろ

※いじめについては、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する

※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合

※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行うこととする。

【事例Ⅱ】始業のチャイムが鳴ったにもかかわらず、2名の生徒が廊下でボールを蹴り、遊びを止めなかった。A教諭が遊びを止め教室に入るように促したところ、2名は遊びを止めず暴言を吐いた。他の教諭も駆けつけ遊びを止めさせた。



・放課後、管理職・生徒指導担当教諭とともに保護者も交えて当該生徒2名を指導した。

・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅢ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□暴言・誹謗中傷行為 (「死ね」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの) □脅迫・強要行為 (態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの)

□暴力 (蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらないもの)

◇喫煙 ◇軽微な窃盗行為 ◇悪質な賭けごと ◇著しい授業妨害や器物損壊◇バイクの無免許運転等

※その他、教育的見地から、レベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅣの対応を行うこととする。

【事例Ⅲ－①】生徒間での暴力行為を行った生徒を指導した。その際、指導する教師に対しても反抗的で暴言を吐いた。教師を突き飛ばしたり、制止を振り切ろうと暴力をふるったりもした。

【事例Ⅲ－②】授業中、集団で奇声を上げながら廊下を走り回り授業妨害を繰り返したり、器物破損を続けたりする生徒たちに対して継続して指導を実施する。担任に加え、生徒指導担当教員等も一緒に指導に入るがおさまらない。制止する教員に対して暴言を吐いたり、暴力をふるったりすることが起こった。



・管理職が警察やこども家庭センターに連絡を取り、当該児童生徒の状況を報告した。スクールソーシャルワーカーにも相談し、保護者の思いや保護者の役割を明確にしながら指導計画を立案し、学校・家庭で指導を強化した。

・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅣ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□重い暴力・傷害行為 □重い脅迫・強要・恐喝行為（金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの）

◇危険物の所持 ◇違法薬物の所持・販売行為 ◇窃盗行為 ◇痴漢行為 等

※その他、教育的見地から、レベルⅣとして対処するのが適切と判断される場合

※被害生徒の状況を考慮し、被害生徒の保護・加害生徒への教育的指導という見地から必要があると判断した場合、出席停止を活用する。

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅤの対応を行うこととする。

【事例Ⅳ－①】授業妨害・指導に対する反抗的な態度を繰り返す児童に対して注意をしたところ、暴れだした。数名の教員が制止したがおさまらず、担任教諭に対して殴りかかり頬を殴った。

【事例Ⅳ－②】これまでも問題行動を繰り返していた十数名の生徒が、校内をバイクで走り回る行為を行った。その行為を制止しようとした教諭を足で蹴り、振り払った。その後も 30 分ほどバイクで走り回る行為を続けた。



- ・管理職が関係諸機関と連絡を取り、継続して指導を行ったが改善が見られないため、教育委員会が出席停止を命じ、警察や子ども家庭センター等と連携して指導計画を立て、校外で指導をした。
- ・教育委員会が学校に対して、対応の指示を行った。

レベルⅤ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為（態様・被害の程度・背景事情を考慮する）

◇凶器の所持 ◇放火、強制わいせつ、強盗 等

※その他、教育的見地から、レベルⅤとして対処するのが適切と判断される場合

【事例Ⅴ】当該生徒は授業妨害・生徒間での暴力行為を繰り返し、再三にわたり指導されている。時には指導に対して反抗し、教員に対しても暴力行為を行うことがあった。この日も立ち歩き等を繰り返し教員から注意を受けた。冷静さを失った生徒は、教員に殴りかかり数回顔を殴り全治 3 カ月の重傷を負わせた。



- ・管理職と相談のうえ、当該教員は傷害事件として警察へ通報し被害届を提出した。同時に教育委員会へ報告し、教育委員会・警察・市福祉部局と相談のうえ更生プログラムを作成し、児童自立支援施設で指導を行った。

問題行動への対応例

各段階で示した対応とともに、加害児童生徒に自分のおかした行為の重大性を認識させ、改善に結びつけていくために、下記の例を参考に、事案に応じて組み合わせるなどして対応を進める。

■対応の例示

A. 加害児童生徒への説諭

- ◇担任・学年教員・養護教諭・部活動顧問等による説諭
- ◇生徒指導主事(生活指導担当)・管理職による説諭

B. 学級会での話し合い

- ◇学級全体の問題としてとらえ、各自が自分の行動を振り返るとともに、学級の連帯感や人間関係が確立できるような実践目標、具体的な行動・取組等を話し合う。また、話し合いを通じて、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ◇いじめをテーマとして取り上げ、未然防止や解決の手立て等について話し合う。

C. 加害・被害の児童生徒による話し合い

- ◇状況に応じて必要だと判断される場合、教職員がサポートし、当事者による解決に向けた話し合いを行う。

D. 教職員、管理職による講話

- ◇学級会・学年集会・全校集会等での講話。

E. ゲストティーチャーによる講話

- ◇保護者、地域の方、外部人材等による学級・学年・学校全体への講話。

F. 清掃活動、ボランティア活動、体験活動への参加

- ◇加害の児童生徒が自主的に取り組むことができるような活動への参加。
- ◇達成感や人間関係の深化が得られるような行事・活動を企画し(活動と連携し)、学級・学年や学校全体で取り組む。

G. 児童会・生徒会の活動

- ◇学校全体の問題としていじめの未然防止や解決に取り組むことができるよう、児童会・生徒会活動として取り組む(〇〇宣言、△△アピールなど)。

H. 読書・映画等の教材活用、感想文

- ◇加害児童生徒が自身を振り返り、言動を改めるきっかけとなるような本や映画を加害児童生徒に紹介し、感想をまとめたり話し合ったりする。

I. 家庭での話し合い

◇保護者の協力を得て、加害児童生徒が家族で話し合い、自身の行動の反省と決意を整理する。

J. 作文、反省文、プレゼン等による加害児童生徒の意思表示

◇家庭で話し合った結果を文章にまとめるなどして、今後の決意を表明する。

K. 保護者への説諭（管理職・警察OB等）

◇加害児童生徒に対する学校の指導方針を示し、家庭と連携した指導を行うための助言・説諭を行って保護者の協力を求める。

L. 「非行防止教室」の活用・連携した取組

◇いじめの未然防止や早期解決に向けた内容を盛り込んだ「非行防止教室」の開催。

M. 少年サポートセンターとの連携

◇少年相談、立ち直り支援活動等の活用。

N. 警察、福祉機関への相談・通報

◇相談・通報をもとに、外部機関・施設等と連携した対応を進める。

O. スクールカウンセラーとの連携

◇中学校に配置(小学校に派遣)しているスクールカウンセラーと連携し、カウンセリングを通して児童生徒および保護者への対応を行う。

P. 市町村問題解決チームの支援要請・・事案に応じて専門家の助言・支援を要請する。

短期、中・長期の指導計画

～事案に応じて以下の内容を柱にした計画を立て、取り組む。～

◇規範意識・社会性等の育成

◇学習支援

◇情緒の安定

◇福祉機関と連携した家庭への支援

◇警察・福祉機関等と連携した立ち直り支援

Q. レベルⅢ～Ⅴで市町村問題解決チームだけで対応が困難な場合は、速やかに府教育委員会に緊急支援チームの派遣要請

府教育委員会のサポート体制（日常・緊急）

1) 学校への直接的なサポート

○スクールカウンセラー（SC）

スクールカウンセラーは、心理検査や心理療法によって、本人の抱える心の問題を改善・解決していく心理の専門家である。子どもや保護者の心理的な葛藤をときほぐすために、カウンセリングにより問題解決を図る。

※週1回全公立中学校に配置。校区の小学校も活用が可能。

2) 市町村教育委員会へのサポート

○スクールソーシャルワーカー（SSW）

スクールソーシャルワーカーは、子どもに影響を及ぼしている家庭・学校・地域環境の改善に向けて、学校・家庭・地域の支援ネットワークを築く福祉の専門家である。子どもが置かれた背景や状況に焦点をあて、福祉関係機関等と連携・調整を進めながら、子どもを取り巻く環境の改善を図る。また、家庭や福祉関係機関とのネットワークを活用し、教職員と協働体制をとって課題の解決にあたる。

※年度当初に担当SSW及び年間派遣回数を決め、中核市を除く全市町村教育委員会へ派遣。状況に応じ年度途中の派遣回数の増加も可能。

○スクールロイヤー（SL）

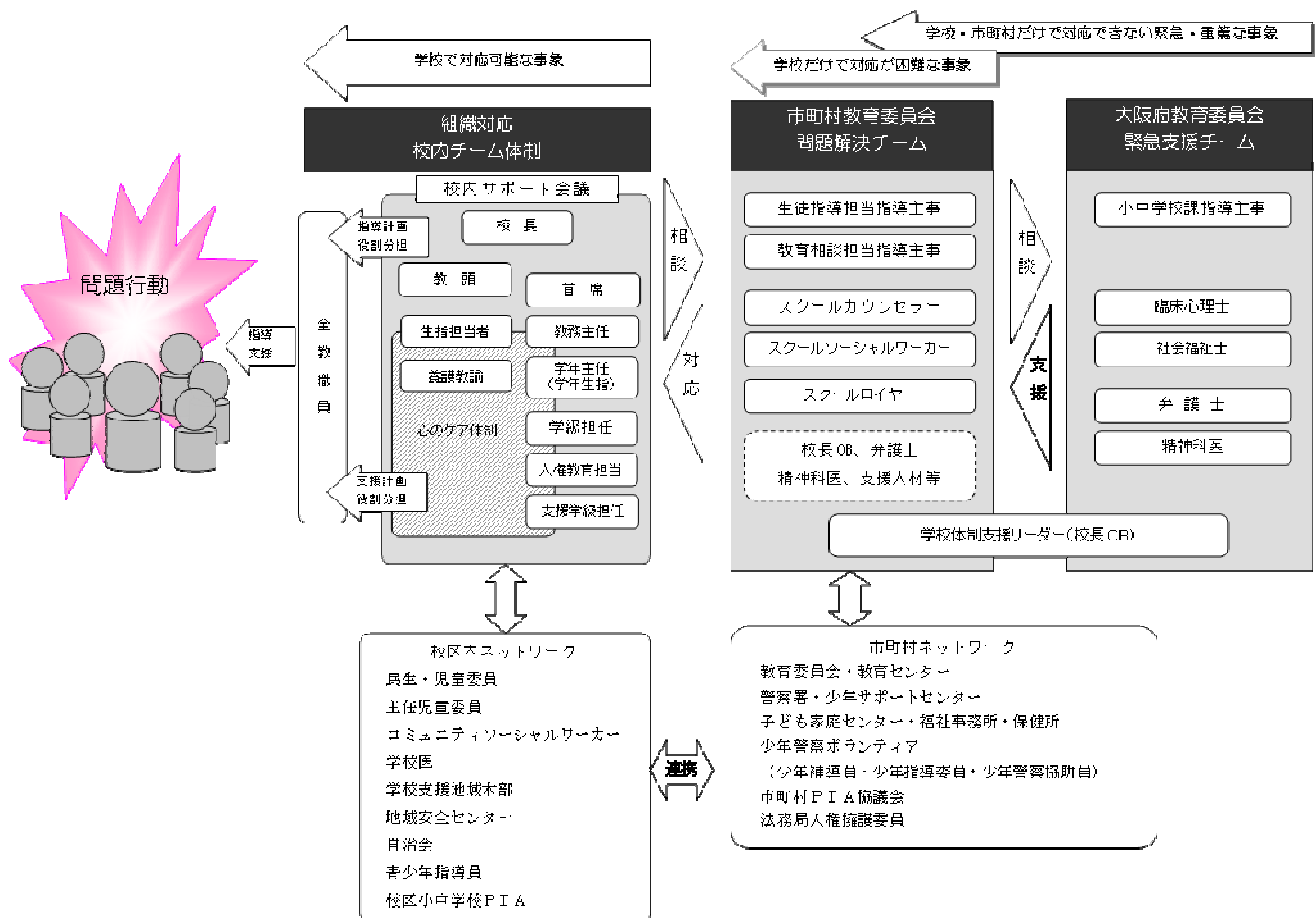
スクールロイヤーは、いじめや暴力行為等の事案への早期対応、早期解決を図るため、関係機関と連携した支援や再発防止等について、司法の観点を踏まえた対応について、市町村教育委員会及び学校への助言を行う。

※市町村教育委員会の要請に応じ、担当スクールロイヤー（弁護士）を定め必要に応じて派遣等を行う。

○学校体制支援リーダー

学校体制支援リーダー（校長OB）は、生徒指導が困難な状況にある公立小・中学校において、問題行動の状況や生徒指導体制の現状を把握するとともに、市町村教育委員会指導主事及び管理職等と相談しながら今後の取組のプランを作成し、専門家の活用や地元警察署や少年サポートセンターとの連携の助言・調整を行う。

※市町村教育委員会の要請に応じ、当該小・中学校に集中的に派遣。必要に応じて、緊急支援チームのスタッフともなる。



参考：市町村問題解決チームの活動状況

□設置状況

いじめ・少年非行・不登校等、多様化・複雑化・広域化する生徒指導上の課題に対して、学校や子ども・保護者を支援するための指導主事・専門家・支援人材等からなるチーム支援の必要性に対する認識が高まっており、府内全市町村で独自の問題解決チームが設置されている。

□活動形態

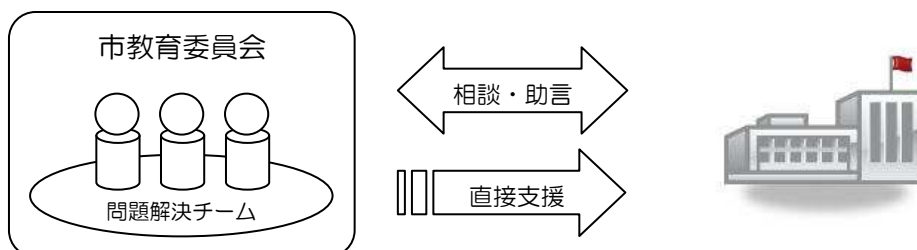
活動形態は、「常時設置型」と「臨時編制型」に大別される。

「常時設置型」は、複数の専門家が定例会議でケース検討を行う場合が多く、学校だけでは対応が困難なケースについて、それぞれの専門性をいかした助言を行う。そのアセスメントやプランニングに基づき、市町村教育委員会が、市町村ネットワークをいかし、学校と関係機関が連携して対応する。この形態は、中核市やそれに準じる規模の市に多く見られ、基本的に市単独費用で運営している。

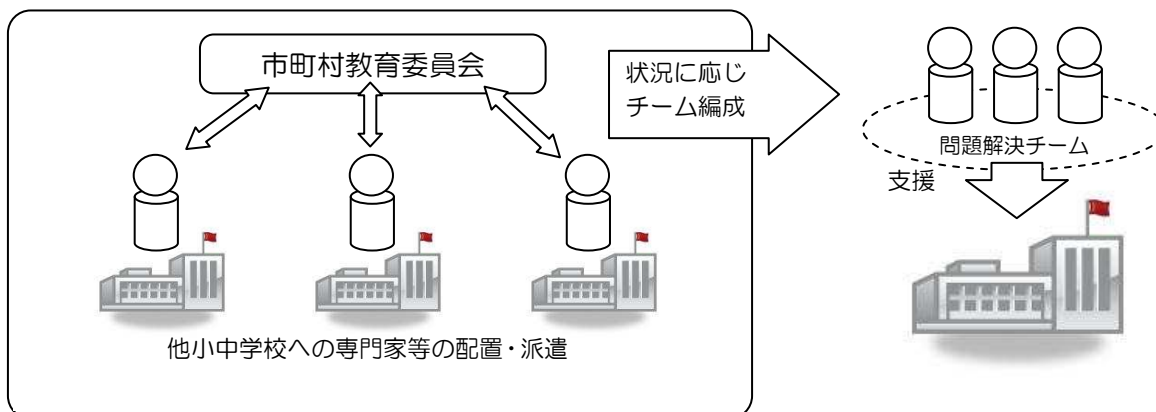
「臨時編制型」は、日常は担当校や施設（教育支援センター等）を中心に活動し、必要に応じて、市町村教育委員会が招集し、臨時的にチーム構成員として特定学校を直接支援する。この形態は、中小規模市町村に多く見られ、府教育委員会が各中学校に配置しているスクールカウンセラーや、全市町村教育委員会に派遣しているスクールソーシャルワーカー等もチーム構成員として連携する場合も多い。

活動形態	市町村数
常時設置型	20
臨時編制型	21
計	41

常時設置型



臨時編制型



□支援内容

支援対象は、児童生徒やその保護者等個別支援を主とした対応と、暴力行為等が頻発する学校の生徒指導体制の再構築を目指す支援に大別されるが、実際は、チーム構成員が役割分担し両面への支援を行う場合も多い。

以下に、いくつかの市町村教育委員会における支援内容を紹介する。

常時設置型

A 市	困難事案解決のため、関係課・専門家によるケース会議を通し、学校への助言や指導を行う。
B 市	教育・医療に関する支援会議で、専門的見地から学校の対応を検討する。
C 市	複数専門家によるサポート会議を年 3 回実施、学校だけで解決困難な事案への対応を協議する。

臨時編制型

D 町	校長の要請で一定期間学校訪問し現状把握、管理職と協議し専門家や支援人材を派遣する。
E 市	各校に対し、必要に応じて、専門家、教員 OB、学生ボランティア等を単数または複数で派遣する。
F 市	ケース会議により児童生徒や保護者への直接支援（家庭訪問、授業支援、登下校の付添い等）を行う。

□構成員

主な構成員には、府教育委員会の配置・派遣しているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに加え、生徒指導担当指導主事・教育相談担当指導主事、臨床心理士等教育相談関係者、市町村スクールソーシャルワーカー、校長 OB、顧問弁護士、精神科医、支援人材（学生ボランティアや地域人材）等があげられる。